

令和5年度 青少年国際交流事業

参加者募集要項

- 1 主 催 長崎県
- 2 目 的 長崎県出身もしくは在住の日本人と外国人が意見交換やグループワーク等を実施することにより、若者同士の相互理解、交流促進を図り、今後の交流の礎とする。
- 3 場 所 長崎県長崎市
- 4 実 施 日 ①長崎ベトナム交流会 : 令和5年9月30日(土)～10月1日(日)
②日中「孫文・梅屋庄吉」塾 : 令和5年11月11日(土)～11月12日(日)
③日韓未来塾 : 令和5年11月25日(土)～11月26日(日)
※①～③のうち参加を希望する交流会を参加申請書に記載
※応募状況によっては、複数の交流会に参加できる場合がある
- 5 行 程 別紙行程表のとおり
- 6 使用言語 ①長崎ベトナム交流会 : 日本語(英語でコミュニケーションがとれるとなおよい)
②日中「孫文・梅屋庄吉」塾 : 日本語(中国語もしくは英語でコミュニケーションがとれるとなおよい)
③日韓未来塾 : 日本語(韓国語もしくは英語でコミュニケーションがとれるとなおよい)
- 7 募集人数 ①長崎ベトナム交流会 : 20名
②日中「孫文・梅屋庄吉」塾 : 20名
③日韓未来塾 : 20名
- 8 参加資格 (1) 下記①～②のいずれかに該当するもの
①長崎県内の高校、大学に在学している学生(留学生を含む)
②長崎県出身もしくは長崎県内在住の16～30歳(外国人を含む)
(2) 国際交流に積極的に取り組む意思があること
(3) 事業の計画に従い、規律ある行動ができること
(4) 事業参加中や事業終了後に参加者自身のSNS等を通じて、本県の魅力発信に協力すること
(5) 長崎県国際課が実施する国際交流事業についてのヒアリング、アンケート調査及び今後の長崎県国際課が実施する事業に協力する意思があること
(6) 本事業の来年度以降の活動にも可能な限り協力する意思があること

- 9 応募及び選考 (1) 参加希望者は、別途配布する参加申込書又は長崎県HPより参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記担当宛てに郵送又はメールにより提出（期限：令和5年8月31日（木）17時必着）



長崎県HP ⇒ 組織で探す ⇒ 国際課 ⇒ 青少年国際交流事業

- (2) 応募者が定員を超えた場合は、主催者側で人数を調整した上で、参加者を決定
(3) 結果については、令和5年9月7日（木）までに本人に直接通知予定

10 参加費用

無料

※自宅～集合・解散場所までの交通費、行程に含まれない飲食代、自身の土産代等は参加者負担となります

11 提出物

参加者は事業参加中または終了後、アンケート・感想文を提出すること

12 留意事項

- (1) 参加申し込み後のキャンセルは原則として認めない。但し、病気・怪我等やむを得ない事情によりキャンセルを申し出る場合は、速やかに主催者に連絡すること
(2) 本事業実施中の災害・病気・事故等で主催者の責めに帰さない事由によって生じる参加者の損害等については、主催者は責任を負わない（県で国内旅行保険に加入予定）
(3) 本事業の円滑な進行を妨げる行為や、趣旨に反する言動があったと認められる参加者については、事業の日程途中であっても参加資格を取り消すことがある。なお、参加資格取り消し後の宿泊費及び交通費については参加者本人の負担とする
(4) 事業実施に伴う提出物や事業実施中に撮影した写真は、今後県のホームページや広報資料等に掲載される場合がある
(5) 参加者には、本事業の実施前から期間中を通して、主催者側あるいは参加者同士のコミュニケーションを図るために SNS グループに加入していただくことがある
(6) グループ討議は、日本語のほか、英語（韓国語・中国語）により実施することがある

13 問合せ先

住 所：長崎県長崎市尾上町3-1 長崎県文化観光国際部国際課

メール：naoko-watanabe@pref.nagasaki.lg.jp

TEL：095-895-2081

担 当：渡辺